

## 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年10月25日

環境政策課長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和6年度「2050ゼロカーボン」PR動画制作業務

#### (2) 業務の目的

2050ゼロカーボンの達成に向けて、気候変動に対する危機感を共有するとともに、ゼロカーボンに取り組む意義・目的、行動例などを知ってもらうことで、脱炭素社会は、今まで以上に利便性が高く、自らにメリットがあり、豊かな暮らしに繋がるポジティブなものだと感じてもらい、具体的な行動変容に繋げることを目的とする。

#### (3) 業務内容

動画の作成

本業務の目的の達成に効果的と考えられる動画を1本以上作成すること（3分程度）。

また、上記動画の15秒、30秒のダイジェストバージョンをそれぞれ1本以上作成すること（例：脱炭素に取り組む意義編、ゼロカーボンに向けた行動例編など。自由提案）。

#### (4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

#### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

##### ① 業務内容

ア 企画コンセプト、効果

イ 動画の制作

##### ② 実施体制

ア 業務実績

イ 組織・人員体制

ウ スケジュール

##### ③ 業務に要する経費

#### (6) 業務の実施場所

県内全域

#### (7) 履行期間

契約日から令和7年3月17日まで

#### (8) 費用の上限額

4,840,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

### 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契

約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がA又はBに区分されている者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (7) 過去5年以内に同種又は類似の業務の実績を有すること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((4)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表による。
- (3) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部環境政策課企画経理係 堀口

電話 026-235-7169 (直通)

メール kankyo@pref.nagano.lg.jp

#### (4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年11月5日(火)午後5時(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時30分から午後5時まで)
- ② 提出先 3(3)に同じ。
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに環境政策課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。

#### (5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

#### (6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を令和6年11月19日（火）までに、書面により環境政策課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により環境政策課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所 3(3)に同じ。
  - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時30分から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(7) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会の開催

次のとおり説明会を開催します。

- (1) 開催日時 令和6年11月8日（金）午後1時30分から（1時間程度）
- (2) 開催方法 オンライン（オンライン会議のURLについては別途連絡します。）

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(3)に同じ。
- (2) 受付時間 令和6年11月14日（木）午後5時まで。
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 環境政策課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年11月19日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式  
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式  
様式第8号の附表（例）による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
  - ① 業務に要する経費は、本業務の実施にあたり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
  - ② 「再委託の予定」については、当該業務の一部を再委託する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
  - ① 提出期限 令和6年11月25日（月）午後5時（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時30分から午後5時まで）
  - ② 提出先 3(3)に同じ。
  - ③ 提出部数 紙媒体6部及び電子データ
  - ④ 提出方法

紙媒体 6 部は持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに環境政策課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で 3 (3) の担当者に確認してください。

電子データについては、企画提案書を全て結合してPDFデータをメールで提出するものとします。

#### (5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	評価内容	配点
1 企画コンセプト	企画コンセプトが本事業の目的に照らして的確であること。	15
2 動画の作成	危機感や共感、自らの生活にメリットがあることがわかり、具体的な行動変容に繋がる内容であること。	10
	県のブランド価値の向上にも資する内容であること。	10
	独自性や創造性があり、ゼロカーボンに興味・関心がない人でも関心を引く内容であること。	10
	新規性や話題性があり、メディアが取り上げたいような内容であること。	10
3 効果	業務内容の全体が目的に照らして効果的であること。	15
4 実施体制	運営体制が適切であり、これまでの実績等から円滑に行なうことが見込まれること。	10
5 スケジュール・実現可能性	全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、確実な実施が可能であること。	10
6 業務に要する経費及びその内訳	費用が適正な価格となっていること。	10
合 計		100

#### (6) 企画提案の選定の方法

- ① 審査委員会の委員が、評価基準の項目ごとにA～Eの5段階による評価を行い、評価点は、各項目の配点に計数 (1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)) を乗じて合算したものとします。(1 提案者当たり100点満点) その後、委員ごと評価点が高い提案者から順に、1位から3位までの順位付けを行い、各委員が行った順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付け、各委員の順位点を総計して、最も得点の高い提案者を委託候補者として選定します。

ただし、全委員の評価点の平均が60点に満たない者は、順位点の如何に関わらず、委託候補者として選定しないものとします。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、審査委員会を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの実施日時及び実施方法

令和6年11月27日（水）オンライン（時間、オンライン会議のURL及び留意事項等については、各参加者に個別に連絡します。）

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により環境政策課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により環境政策課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、環境政策課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により環境政策課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3(3)に同じ。  
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時30分から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書若しくは企画提案書に虚偽の記載をした者又はプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により環境政策課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加に

ついて不利益な扱いを受けることはありません。

#### 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、環境政策課において閲覧に供します。

#### 10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3(3) に同じ。

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。